

令和2年7月30日

第101回 神戸市個人情報保護審議会

医療・介護データ等の連結解析について

(健康局)

神 健 健 第 647 号
令和 2 年 7 月 30 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第7条「収集の制限」)

担当：健康局健康企画課

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの
下線部分は新たに追加しようとするもの

【対象者情報】

氏名、性別、生年月日、住所、保険者番号、被保険者証記号・番号、住所、個人識別番号

【医療レセプト情報】

- ・医療機関情報（都道府県、医療機関名称、電話番号、等）
- ・◎レセプト情報（氏名、性別、生年月日、入院年月日、病棟区分、診療科名、人体の部位等、性別等、医学的処置、特定疾病、等）
- ・保険者情報（保険者番号、被保険者証記号、被保険者番号、診療実日数、公費負担医療受給者番号等）
- ・◎傷病情報（傷病名コード、診療開始日、傷病名称、主傷病、歯式（傷病名）、併存傷病名数、病態移行、主傷病、等）
- ・◎診療行為情報（診療行為コード、数量データ、点数、回数、等）
- ・◎医薬品情報（医薬品コード、使用量、点数、等）
- ・◎症状詳記（症状詳記区分、症状詳記データ、等）
- ・◎臓器提供者レセプト情報（臓器提供医療機関情報、臓器提供者レセプト番号、診療年月、男女区分、生年月日、入院年月日、等）
- ・◎患者基礎情報（前回退院年月日、前回同一傷病での入院の有無、入院時年齢、出生時体重、等）
- ・◎診療情報（診療行為コード、実施（予定）年月日、診療区分コード、診療名称、等）
- ・◎外泊情報（診療年月、外泊等、翌月再入院（転棟）予定の有無、等）
- ・薬局情報（都道府県、薬局コード、薬局連絡先名称、請求年月、電話番号、等）
- ・◎薬剤処方情報（剤形コード、用法コード、単位薬剤料、等）
- ・◎調剤情報（処方月日、調剤月日、処方箋受付回、調剤数量、等）
- ・訪問看護情報（訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーションの所在地、名称、等）

【介護レセプト情報】

- ・◎基本情報（被保険者番号、サービス提供月、事業所番号、生年月日、性別コード、要介護度状態区分コード、開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日、保険サービス単位数、保険請求額、等）
- ・◎明細情報（事業者番号、サービス種類コード、サービス項目コード、単位数、回数・回数、等）
- ・◎緊急時施設療養・緊急時施設診療情報（緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診医療機関名、通院日数、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、等）
- ・◎特定診療費情報（傷病名、単位数、保険回数、保険サービス単位数、保険合計単位数、等）
- ・食事費用情報（基本食提供費用提供日数、提供単価、提供金額、等）
- ・◎居宅サービス計画費情報（指定／基準該当等事業所区分コード、居宅サービス計画作成依頼届出年月日、サービスコード、等）
- ・福祉用具販売費情報（福祉用具商品名、福祉用具種目コード、等）
- ・住宅改修費情報（住宅改修着工年月日、改修金額、等）
- ・高額介護サービス費情報（利用者負担額、公費負担額、支給額、等）
- ・◎特定入所者介護サービス費用情報（サービス種類コード、サービス項目コード、費用単価、保険分請求額、保険分請求額合計、利用者負担額合計、等）
- ・社会福祉法人軽減額情報（事業者番号、軽減率、サービス種類コード、軽減額、受領すべき利用者負担の総額、負担額、軽減後利用者負担額、等）
- ・ケアマネジメント費情報（指定／基準該当等事業所区分コード、単位数単価、サービスコード、単位数、回数、サービス単位数、サービス単位数合計、請求金額、担当介護支援専門員番号、利用者負担額、等）
- ・◎所定疾患施設療養費等情報（緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診日数、往診医療機関名、通院日数、通院医療機関名、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、等）
- ・◎明細情報（住所地特例）（サービス種類コード、サービス項目コード、単位数、回数・回数、公費対象日数・回数、等）
- ・集計情報（サービス種類コード、サービス実日数、計画単位数、短期入所実日数、保険単位数合計、保険単位数単価、保険請求額、保険利用者負担額、公費単位数合計、公費請求額、公費本人負担額、等）
- ・◎給付管理票情報（対象年月、証記載被保険者番号、事業者番号、要介護状態区分コード、サービス種類コード、給付計画単位数／日数、等）

【健診／検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、◎健診／検診結果、◎問診結果、◎メタボリックシンドローム判定、◎保健指導レベル（階層化）、◎医師の判定

【介護認定調査票】

調査対象者氏名、生年月日、性別、住所、電話、家族等連絡先、◎過去の認定、◎前回認定結果、◎現在受けているサービスの状況、◎施設利用、施設連絡先、◎特記事項（家族状況、居住環境、日常的に使用する機器・器械の有無等）、◎日常生活動作の状況（食事、口腔ケア、移動方法、入浴、排泄など）、◎聴力、◎視力、◎意思の伝達、◎短期記憶、◎理解度、◎徘徊の有無、◎情緒、◎介護への抵抗の有無、◎行動、◎服薬管理、意思決定、◎医療、◎日常生活自立度、等

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票】

家族構成、◎介護・介助の必要性、◎介護・介助が必要になった原因、介護者との関係、経済状況、住環境、◎日常生活動作の状況（食事、口腔ケア、移動方法、入浴、排泄など）、地域活動、◎健康状態、幸福度、飲酒、喫煙、◎治療中の病気、等

【在宅介護実態調査】

世帯状況、◎介護状況、◎要介護度、介護者との関係・性別・年代、◎介護の内容（身体介護・生活援助等）、介護を理由に仕事を辞めた家族・親族の有無、◎介護保険サービスの利用状況、◎利用している介護保険サービス以外の支援・サービス、◎継続が必要な支援・サービス、◎施設等への入所・入居の検討状況、◎傷病、◎訪問診療の有無、介護保険サービスを利用していない理由、介護者の勤務形態・勤務先の支援の有無・勤務しながらの介護の可否、介護者の不安、等

【後期高齢者健診】

◎健康状態、◎心の健康状態、食習慣、◎口腔機能、体重変化、◎運動・転倒、◎認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポート、等

【保健医療介護事業参加者リスト】

氏名、生年月日、性別、住所、参加事業名

【被保護者調査個別調査】

世帯人員数、保護歴の有無、住居、家賃、保護の状態、開始年月日、開始理由、廃止年月日、廃止理由、保護の決定状況（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、収入等）、扶養義務者の数・仕送り額、就労状況（雇用形態、職業、収入、就労期間、雇用保険の有無等）、就学の状況、手当の受給の有無（児童手当、児童扶養手当等）、◎加算状況（妊娠、障害、介護施設入所、母子等）、年金の受給状況、◎介護・医療・入院・障害・傷病の状況、等

【所得】

介護保険第一号被保険者の保険料区分、医療高額療養費制度の所得区分

【アンケート】

本人の属性、暮らし、経済状況、◎過去の体験について、◎健康状態について、◎食生活・運動・休養・歯について、たばこやアルコールについて、◎健診・がん検診について、地域活動などの社会参加や環境について、調査にかかる確認事項について、等

【予防接種】

予防接種の接種状況（Hib、小児肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、3種混合、2種混合、不活化ポリオ、BCG、水痘、MR、麻しん、風しん、日本脳炎、HPV、高齢者肺炎球菌、ロタウイルス、おたふくかぜ）

神健保予第 1268 号
令和 2 年 7 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第 7 条「収集の制限」)

担当：健康局保健所予防衛生課

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【対象者情報】

氏名、性別、生年月日、住所、保険者番号、被保険者証記号・番号、住所、個人識別番号

【医療レセプト情報】

- ・医療機関情報（都道府県、医療機関名称、電話番号、等）
- ・◎レセプト情報（氏名、性別、生年月日、入院年月日、病棟区分、診療科名、人体の部位等、性別等、医学的処置、特定疾病、等）
- ・保険者情報（保険者番号、被保険者証記号、被保険者番号、診療実日数、公費負担医療受給者番号等）
- ・◎傷病情報（傷病名コード、診療開始日、傷病名称、主傷病、歯式（傷病名）、併存傷病名数、病態移行、主傷病、等）
- ・◎診療行為情報（診療行為コード、数量データ、点数、回数、等）
- ・◎医薬品情報（医薬品コード、使用量、点数、等）
- ・◎症状詳記（症状詳記区分、症状詳記データ、等）
- ・◎臓器提供者レセプト情報（臓器提供医療機関情報、臓器提供者レセプト番号、診療年月、男女区分、生年月日、入院年月日、等）
- ・◎患者基礎情報（前回退院年月日、前回同一傷病での入院の有無、入院時年齢、出生時体重、等）
- ・◎診療情報（診療行為コード、実施（予定）年月日、診療区分コード、診療名称、等）
- ・◎外泊情報（診療年月、外泊等、翌月再入院（転棟）予定の有無、等）
- ・薬局情報（都道府県、薬局コード、薬局連絡先名称、請求年月、電話番号、等）
- ・◎薬剤処方情報（剤形コード、用法コード、単位薬剤料、等）
- ・◎調剤情報（処方月日、調剤月日、処方箋受付回、調剤数量、等）
- ・訪問看護情報（訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーションの所在地、名称、等）

【介護レセプト情報】

- ・◎基本情報（被保険者番号、サービス提供月、事業所番号、生年月日、性別コード、要介護度状態区分コード、開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日、保険サービス単位数、保険請求額、等）
- ・◎明細情報（事業者番号、サービス種類コード、サービス項目コード、単位数、日数・回数、等）
- ・◎緊急時施設療養・緊急時施設診療情報（緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診医療機関名、通院日数、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、等）
- ・◎特定診療費情報（傷病名、単位数、保険回数、保険サービス単位数、保険合計単位数、等）
- ・食事費用情報（基本食提供費用提供日数、提供単価、提供金額、等）
- ・◎居宅サービス計画費情報（指定／基準該当等事業所区分コード、居宅サービス計画作成依頼届出年月日、サービスコード、等）
- ・福祉用具販売費情報（福祉用具商品名、福祉用具種目コード、等）
- ・住宅改修費情報（住宅改修着工年月日、改修金額、等）
- ・高額介護サービス費情報（利用者負担額、公費負担額、支給額、等）
- ・◎特定入所者介護サービス費用情報（サービス種類コード、サービス項目コード、費用単価、保険分請求額、保険分請求額合計、利用者負担額合計、等）
- ・社会福祉法人軽減額情報（事業者番号、軽減率、サービス種類コード、軽減額、受領すべき利用者負担の総額、負担額、軽減後利用者負担額、等）
- ・ケアマネジメント費情報（指定／基準該当等事業所区分コード、単位数単価、サービスコード、単位数、回数、サービス単位数、サービス単位数合計、請求金額、担当介護支援専門員番号、利用者負担額、等）
- ・◎所定疾患施設療養費等情報（緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診日数、往診医療機関名、通院日数、通院医療機関名、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、等）
- ・◎明細情報（住所地特例）（サービス種類コード、サービス項目コード、単位数、日数・回数、公費対象日数・回数、等）
- ・集計情報（サービス種類コード、サービス実日数、計画単位数、短期入所実日数、保険単位数合計、保険単位数単価、保険請求額、保険利用者負担額、公費単位数合計、公費請求額、公費本人負担額、等）
- ・◎給付管理票情報（対象年月、証記載保険者番号、事業者番号、要介護状態区分コード、サービス種類コード、給付計画単位数／日数、等）

【健診／検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、◎健診／検診結果、◎問診結果、◎メタボリックシンドローム判定、◎保健指導レベル（階層化）、◎医師の判定

【介護認定調査票】

調査対象者氏名、生年月日、性別、住所、電話、家族等連絡先、◎過去の認定、◎前回認定結果、◎現在受けているサービスの状況、◎施設利用、施設連絡先、◎特記事項（家族状況、居住環境、日常的に使用する機器・器械の有無等）、◎日常生活動作の状況（食事、口腔ケア、移動方法、入浴、排泄など）、◎聴力、◎視力、◎意思の伝達、◎短期記憶、◎理解度、◎徘徊の有無、◎情緒、◎介護への抵抗の有無、◎行動、◎服薬管理、意思決定、◎医療、◎日常生活自立度、等

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票】

家族構成、◎介護・介助の必要性、◎介護・介助が必要になった原因、介護者との関係、経済状況、住環境、◎日常生活動作の状況（食事、口腔ケア、移動方法、入浴、排泄など）、地域活動、◎健康状態、幸福度、飲酒、喫煙、◎治療中の病気、等

【在宅介護実態調査】

世帯状況、◎介護状況、◎要介護度、介護者との関係・性別・年代、◎介護の内容（身体介護・生活援助等）、介護を理由に仕事を辞めた家族・親族の有無、◎介護保険サービスの利用状況、◎利用している介護保険サービス以外の支援・サービス、◎継続が必要な支援・サービス、◎施設等への入所・入居の検討状況、◎傷病、◎訪問診療の有無、介護保険サービスを利用していない理由、介護者の勤務形態・勤務先の支援の有無・勤務しながらの介護の可否、介護者の不安、等

【後期高齢者健診】

◎健康状態、◎心の健康状態、食習慣、◎口腔機能、体重変化、◎運動・転倒、◎認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポート、等

【保健医療介護事業参加者リスト】

氏名、生年月日、性別、住所、参加事業名

【被保護者調査個別調査】

世帯人員数、保護歴の有無、住居、家賃、保護の状態、開始年月日、開始理由、廃止年月日、廃止理由、保護の決定状況（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、収入等）、扶養義務者の数・仕送り額、就労状況（雇用形態、職業、収入、就労期間、雇用保険の有無等）、就学の状況、手当の受給の有無（児童手当、児童扶養手当等）、◎加算状況（妊娠、障害、介護施設入所、母子等）、年金の受給状況、◎介護・医療・入院・障害・傷病の状況、等

【所得】

介護保険第一号被保険者の保険料区分、医療高額療養費制度の所得区分

【アンケート】

本人の属性、くらし、経済状況、◎過去の体験について、◎健康状態について、◎食生活・運動・休養・歯について、たばこやアルコールについて、◎健診・がん検診について、地域活動などの社会参加や環境について、調査にかかる確認事項について、等

【予防接種】

予防接種の接種状況（Hib、小児肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、3種混合、2種混合、不活化ポリオ、BCG、水痘、MR、麻しん、風しん、日本脳炎、HPV、高齢者肺炎球菌、ロタウイルス、おたふくかぜ）

神行住第 898 号

令和 2 年 7 月 30 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」)

担当：神戸市行財政局住民課

医療・介護データ等の連結解析に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

2015年4月1日から2020年5月1日の間で神戸市民である者又はあった者の下記情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 行政区コード
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名（漢字・カナ）
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ (本来の)住民年月日
- ・ 住なく年月日
- ・ 抽出時点前月末時点の住民状態（住登者・転出者・死亡者・その他消除者）
- ・ 世帯番号（住記個人番号以外はいずれも最新履歴のもの）

神健健第 647 号-2
令和 2 年 7 月 30 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」)

担当：健康局健康企画課

医療・介護データ等の連結解析について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するもの
下線部分は今回追加する項目

【対象者情報】

氏名、性別、生年月日、住民居住地（中学校区）、保険者番号、被保険者証記号・番号、住所、個人識別番号

【住民基本台帳情報】

2015 年 4 月 1 日から 2020 年 5 月 1 日の間で神戸市民である者又はあった者の住記個人番号、行政区コード、郵便番号、住所、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、（本来の）住民年月日、住なく年月日、抽出時点前月末時点の住民状態（住登者・転出者・死亡者・その他消除者）、世帯番号（住記個人番号以外はいずれも最新履歴のもの）

【医療レセプト情報】

- ・医療機関情報（都道府県、医療機関名称、電話番号、等）
- ・◎レセプト情報（氏名、性別、生年月日、入院年月日、病棟区分、診療科名、人体の部位等、性別等、医学的処置、特定疾病、等）
- ・保険者情報（保険者番号、被保険者証記号、被保険者番号、診療実日数、公費負担医療受給者番号等）
- ・◎傷病情報（傷病名コード、診療開始日、傷病名称、主傷病、歯式（傷病名）、併存傷病名数、病態移行、主傷病、等）
- ・◎診療行為情報（診療行為コード、数量データ、点数、回数、等）
- ・◎医薬品情報（医薬品コード、使用量、点数、等）
- ・◎症状詳記（症状詳記区分、症状詳記データ、等）
- ・◎臓器提供者レセプト情報（臓器提供医療機関情報、臓器提供者レセプト番号、診療年月、男女区分、生年月日、入院年月日、等）
- ・◎患者基礎情報（前回退院年月日、前回同一傷病での入院の有無、入院時年齢、出生時体重、等）
- ・◎診療情報（診療行為コード、実施（予定）年月日、診療区分コード、診療名称、等）
- ・◎外泊情報（診療年月、外泊等、翌月再入院（転棟）予定の有無、等）
- ・薬局情報（都道府県、薬局コード、薬局連絡先名称、請求年月、電話番号、等）

- ・◎薬剤処方情報（剤形コード、用法コード、単位薬剤料、等）
- ・◎調剤情報（処方月日、調剤月日、処方箋受付回、調剤数量、等）
- ・訪問看護情報（訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーションの所在地、名称、等）

【介護レセプト情報】

- ・◎基本情報（被保険者番号、サービス提供月、事業所番号、生年月日、性別コード、要介護度状態区分コード、開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日、保険サービス単位数、保険請求額、等）
- ・◎明細情報（事業者番号、サービス種類コード、サービス項目コード、単位数、日数・回数、等）
- ・◎緊急時施設療養・緊急時施設診療情報（緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診医療機関名、通院日数、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、等）
- ・◎特定診療費情報（傷病名、単位数、保険回数、保険サービス単位数、保険合計単位数、等）
- ・食事費用情報（基本食提供費用提供日数、提供単価、提供金額、等）
- ・◎居宅サービス計画費情報（指定／基準該当等事業所区分コード、居宅サービス計画作成依頼届出年月日、サービスコード、等）
- ・福祉用具販売費情報（福祉用具商品名、福祉用具種目コード、等）
- ・住宅改修費情報（住宅改修着工年月日、改修金額、等）
- ・高額介護サービス費情報（利用者負担額、公費負担額、支給額、等）
- ・◎特定入所者介護サービス費用情報（サービス種類コード、サービス項目コード、費用単価、保険分請求額、保険分請求額合計、利用者負担額合計、等）
- ・社会福祉法人軽減額情報（事業者番号、軽減率、サービス種類コード、軽減額、受領すべき利用者負担の総額、負担額、軽減後利用者負担額、等）
- ・ケアマネジメント費情報（指定／基準該当等事業所区分コード、単位数単価、サービスコード、単位数、回数、サービス単位数、サービス単位数合計、請求金額、担当介護支援専門員番号、利用者負担額、等）
- ・◎所定疾患施設療養費等情報（緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診日数、往診医療機関名、通院日数、通院医療機関名、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、等）
- ・◎明細情報（住所地特例）（サービス種類コード、サービス項目コード、単位数、日数・回数、公費対象日数・回数、等）
- ・集計情報（サービス種類コード、サービス実日数、計画単位数、短期入所実日数、保険

単位数合計、保険単位数単価、保険請求額、保険利用者負担額、公費単位数合計、公費請求額、公費本人負担額、等)

- ・◎給付管理票情報(対象年月、証記載保険者番号、事業所番号、要介護状態区分コード、サービス種類コード、給付計画単位数/日数、等)

【健診/検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、◎健診/検診結果、◎問診結果、◎メタボリックシンドローム判定、◎保健指導レベル(階層化)、◎医師の判定

【介護認定調査票】

調査対象者氏名、生年月日、性別、住所、電話、家族等連絡先、◎過去の認定、◎前回認定結果、◎現在受けているサービスの状況、◎施設利用、施設連絡先、◎特記事項(家族状況、居住環境、日常的に使用する機器・器械の有無等)、◎日常生活動作の状況(食事、口腔ケア、移動方法、入浴、排泄など)、◎聴力、◎視力、◎意思の伝達、◎短期記憶、◎理解度、◎徘徊の有無、◎情緒、◎介護への抵抗の有無、◎行動、◎服薬管理、意思決定、◎医療、◎日常生活自立度、等

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票】

家族構成、◎介護・介助の必要性、◎介護・介助が必要になった原因、介護者との関係、経済状況、住環境、◎日常生活動作の状況(食事、口腔ケア、移動方法、入浴、排泄など)、地域活動、◎健康状態、幸福度、飲酒、喫煙、◎治療中の病気、等

【在宅介護実態調査】

世帯状況、◎介護状況、◎要介護度、介護者との関係・性別・年代、◎介護の内容(身体介護・生活援助等)、介護を理由に仕事を辞めた家族・親族の有無、◎介護保険サービスの利用状況、◎利用している介護保険サービス以外の支援・サービス、◎継続が必要な支援・サービス、◎施設等への入所・入居の検討状況、◎傷病、◎訪問診療の有無、介護保険サービスを利用していない理由、介護者の勤務形態・勤務先の支援の有無・勤務しながらの介護の可否、介護者の不安、等

【後期高齢者健診】

◎健康状態、◎心の健康状態、食習慣、◎口腔機能、体重変化、◎運動・転倒、◎認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポート、等

【保健医療介護事業参加者リスト】

氏名、生年月日、性別、住所、参加事業名

【被保護者調査個別調査】

世帯人員数、保護歴の有無、住居、家賃、保護の状態、開始年月日、開始理由、廃止年月日、廃止理由、保護の決定状況（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、収入等）、扶養義務者の数・仕送り額、就労状況（雇用形態、職業、収入、就労期間、雇用保険の有無等）、就学の状況、手当の受給の有無（児童手当、児童扶養手当等）、◎加算状況（妊娠、障害、介護施設入所、母子等）、年金の受給状況、◎介護・医療・入院・障害・傷病の状況、等

【所得】

介護保険第一号被保険者の保険料区分、医療高額療養費制度の所得区分

【アンケート】

本人の属性、暮らし、経済状況、◎過去の体験について、◎健康状態について、◎食生活・運動・休養・歯について、たばこやアルコールについて、◎健診・がん検診について、地域活動などの社会参加や環境について、調査にかかる確認事項について、等

【予防接種】

予防接種の接種状況（Hib、小児肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、3種混合、2種混合、不活化ポリオ、BCG、水痘、MR、麻しん、風しん、日本脳炎、HPV、高齢者肺炎球菌、ロタウイルス、おたふくかぜ）

医療・介護データ等の連結解析について

1 趣 旨

保健事業と介護予防の一体的な実施や生活保護受給者の健康管理支援のため、国の政策として医療・介護データ等（国保、介護、生活保護、後期高齢等のレセプトデータ、健診データ等）を活用した一体的な解析が求められている。神戸市においても、介護予防や生活習慣病予防等の市民の健康増進施策を検討・評価するため、医療・介護データ等を連結させて解析を行う。

第98回保護審にて7条（収集の制限）及び11条（電子計算機処理の制限）の諮問を行っているが、以下の4点について、追加・変更があり、再度諮問するものである。

2 前回諮問からの変更内容

① 住民基本台帳情報の利用

前回諮問の際には、各課が所管するデータの中に、個人識別番号（住記個人番号、被保険者番号等）が含まれていることから、個人識別番号を活用し、各データの連結を行う予定であったが、実際は各データが保有する個人識別番号の有無に差異があり、紐づけることができないことが判明したため、住民基本台帳情報（住記個人番号、住所、氏名、生年月日、性別、住民状態等）を利用して紐づけをする必要がある。

② 予防接種歴の収集

医療・介護データ等を活用した一体的な解析の精度を上げるため、予防接種歴に関する情報を追加収集する。

③ 後期高齢者医療被保険者のレセプトデータの収集方法の変更

前回諮問の際には、兵庫県後期高齢者医療広域連合から国保年金医療課を通し、健康企画課が保有する専用端末にデータを入れる予定であったが、「後期高齢者医療被保険者のレセプトデータ」に関しては、国保年金医療課を通さず、電子記録媒体を利用し、兵庫県後期高齢者医療広域連合から直接データを収集するものとする。

④ 学術機関へのデータ提供方法の変更

前回諮問の際には、研究利用のためにデータを利用しようとする学術機関（委託先学術機関とは異なる）に対して、適切な手続きの下、委託先学術機関内のサーバからデータを貸与、返却する際に、データを記録した電子記録媒体（USB等）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることと規定していたが、コロナウィルス感染拡大予防の観点から、本人限定受取郵便等のサービスを利用した提供も可能とする。

3. スケジュール

令和2年8月～ 委託先学術機関と契約締結、各課からデータの収集、結合、データの解析開始 <当初は直近5年間分のデータで解析>

令和3年4月 1年間分のデータを加え解析を継続する(以降、契約更新のたびに毎年行う)

4. 件数

1年間あたり、国保レセプト約5,484,000件、後期高齢レセプト約7,300,000件、介護レセプト約90,000件、生活保護医療レセプト約1,200,000件、住民基本台帳情報約1,500,000件、予防接種情報約300,000件、その他健診データ等約4,351,000件

5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ・ 端末機の操作にあたっては、ユーザーID及びパスワードの設定を行い、端末機の操作を担当課の関係職員及び委託事業者に限定する。
- ・ 職員単位でデータへのアクセスで制限を行う。
- ・ サーバは日本国内に設置し、サーバが置かれているデータセンターは神戸市の「データセンター要件」を満たす。

(2) 運用上の保護

- ・ 送受信されるデータは暗号化する。
- ・ 不正アクセス対策としてアクセス管理、ログ保存を行う。
- ・ 専用端末をそれぞれの担当課の関係職員が操作する際は、操作内容を記録する。
- ・ 解析結果は、担当課が専用端末からUSB等の電子記録媒体に記録し、全庁ファイルサーバで管理する。全庁ファイルサーバは、PC統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用PCからの接続に対して、端末・利用者を特定のうえ、属性に基づきアクセス制御を行うことが出来るため、関係職員のみがシステムフォルダにアクセスできる。
- ・ 全庁ファイルサーバで管理する解析結果は、運用終了後、担当課が保存年限に応じて廃棄する。
- ・ 専用端末から委託先学術機関へデータを運搬する際は、暗号化したうえで電子記録媒体に保存する。
- ・ サーバからのデータの受領及び学術機関へのデータの貸与及び返却にあたっては、データを記録した電子記録媒体(USB等)のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡し、又は、当該学術機関と連絡を密にとりつつ、本人限定受取郵便等のサービスを利用することにより、確実に相手方へ受渡すこととし、受払簿により経緯を記録

して適切に管理する。

- ・電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去する。
- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

委託業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款に基づき、厳格に管理する。

委託期間終了後は、委託先学術機関のデータセンター内にある神戸市のデータは神戸市に返還するとともに、復元できないように削除する。

参考：医療・介護データ等の連結解析の概要

学術機関（以下、「委託先学術機関※」という。）に委託し、医療・介護データ等の連結、匿名化、データセットの作成・保管、解析を行う。なお、委託先学術機関は、職員がデータの連結、匿名化作業を行うためのソフトウェアを提供するが、作業前のプログラム開発時に、いわゆる 4 情報に該当するような個人情報を閲覧することはありえるが、庁舎外に持ち出すことはない。また、委託した学術機関はもとより、他の学術機関から研究目的のデータ提供の依頼を受けた場合は、本市の倫理審査委員会で承認を得る等、必要な手続きを経たうえでデータ提供を行い、解析結果を市民の健康増進施策等のために活用する。

※委託先学術機関…九州大学

（1）対象者

2015 年度以降、神戸市において、下記（2）に示すデータ等がある神戸市民

（2）解析するデータ

介護レセプト、介護認定調査票、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票、在宅介護実態調査、後期高齢レセプト、後期高齢者健診、保健医療介護事業参加者リスト（介護予防・保健事業・がん検診・母子健診・予防接種等）、国保医療レセプト、国保特定健診、生活保護医療レセプト・健診・被保護者調査個別調査、住民居住地（中学校区）、介護保険第一号被保険者の保険料区分、医療高額療養費制度の所得区分、神戸市独自施策・アンケート、予防接種の接種状況、住民基本台帳情報

（3）事務の流れ

- ① データを保有している各課は、通常の業務で取得したレセプトデータ等のコピーを、USB 等の電子記録媒体により、神戸市役所内に設置している本事業専用の端末（以下、「専用端末」という。）に保存する。
- ② 担当課は、神戸市役所内に設置された専用端末で、匿名化（氏名・住所の削除、生年月日の“日”を削除、被保険者番号のハッシュ化※）および解析用 ID の付与を行う。

※ハッシュ化…元のデータから一定の計算手順に従ってハッシュ値と呼ばれる規則性のない固定長の値を求め、その値によって元のデータを置き換えること。

- ③ 担当課は、②の専用端末上で解析ソフトを作動させることにより、集約した情報から、属性別の介護予防事業が要介護認定に及ぼす効果等、統計情報の出力を行うと同時に、生活習慣病等ハイリスクな市民を自動で判定・抽出し、別途、個別アプローチ等に活用するなど、個人レベルのデータも必要に応じてそれぞれの担当課が取り扱う。

- ④ 委託先学術機関は、上記②で作成されたデータを電子記録媒体に保存し、委託先学術機関のデータセンターで管理する。
- ⑤ 委託先学術機関は、データの解析を行い、神戸市に結果をフィードバックする。
- ⑥ 委託先学術機関を含め、他の学術機関より、市民の健康に資する研究のためにデータの提供依頼があれば、本市の倫理審査委員会で承認を得た後、匿名化したデータを提供し、解析結果を市民の健康増進施策等のために活用する。

当初、直近5年間分のデータを委託先学術機関に預けて解析を行う。以降、毎年契約更新ごとに1年間分のデータを加えることにより、解析結果の精度を高める。

また、解析結果は、統計情報(属性別の介護予防事業が要介護認定に及ぼす効果等)だけではなく、生活習慣病発生等のハイリスクの市民を判定し、アプローチをするため、個人レベルのデータも扱う。

(4) 効果

今まで各課が個別で保有していたデータを連結し、悉皆性の高いデータを解析することで、市民全体の健康状態や課題の把握、保健事業の効果の解析・検証が行えるようになり、科学的根拠に基づく保健事業を推進することが可能となる。それにより、市民サービスの向上につながる。

具体的には、生活習慣病と要介護状態の関連を明らかにするとともに、それらの発症確立を予測することで、ハイリスクの市民を判定し、効果的にアプローチをすることなどが可能になる。

また、学術機関から研究目的でのデータ提供依頼があった場合、あらかじめ匿名化したデータを保管しているため、必要なデータセットを容易に作成し、学術機関に提供することで健康増進政策に活かせる先進的な知見を得ることができる。

システム概要図①

別紙2

